

平成19年商業統計調査実施中です

企画課

☎ 973-5005

平成19年6月1日現在で、商業統計調査を実施しています。この調査は、全国すべての卸売業、小売業が対象となる総合調査です。事業所の皆様、調査票の記入はお済みですか。にいよいよ調査員が、調査票受け取りのために各事業所を訪問しております。ご協力をお願いいたします。

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業について

土木課

☎ 978-2121



施工前

施工後

この事業は「石油貯蔵施設の立地に伴い、公共用の施設を整備することにより、地元住民の福祉の向上、地元経済の発展に寄与すること」を目的としています。平成18年度事業として、市道勝連4-9号線(△那城駅辺り勝連平敷庭)の一部区間約150メートルを防災道路として整備しました。今後は、平成19年度完了を目指し整備を行っていきます。

野鳥の森自然公園の展望台閉鎖について

みどり推進課

☎ 965-5620

野鳥の森自然公園の展望台を改修工事の完了する間、閉鎖致します。尚、去場、トイレスは通常どおり利用できます。

「不正改造車を排除する運動」の実施

市民生活課

☎ 973-5487

窓ガラスへの着色ノイルムの貼付やクリアレンズの装着、ダンプのリアバンパ、マフラー、燃料ポンプの封印の取り外し等して安全を脇かし、他人に迷惑をかける不正改造車の排除が求められています。また、不正な二次架装や大型車の速度抑制装置の解除等の不正改造が社会問題となっています。

国民の安全、安心の確保を実現するため全国的に不正改造車の排除のための諸活動に取り組むこととし、6月を強化月間として強力に取り組むこととします。不正改造車に関する情報・相談・お問い合わせは、次までお問い合わせ下さいます。

「送惑改造車相談窓口」(不正改造車1番)

☎ 875-10300

●●●市内の建築土事務所を立ち点検します！●●●

「建築士事務所立ち入り指導強化期間（6月1日～6月30日）」

毎年6月1日から6月30日までを、「建築士事務所立ち入り指導強化期間」とし、特にこの期間は重点的に立ち入り指導を行うことになっています。

沖縄県では、建築士事務所の立ち入り指導を積極的に実施することにより、建築士事務所の業務の適正な運営を確保し、もって違反建築の防止及び建築物の質の向上を図ることを目的として、各土木事務所、各支庁及び各特定行政府の建築行政担当者と協力して、建築士事務所の立ち入り指導を行います。

点検項目は、建築士法に規定された内容について点検します。

○うるま市建築基準法施行細則の改正から特殊建築物の定期調査報告方法等が変わりました！！

平成19年4月1日から「うるま市建築基準法施行細則」の改正及び「うるま市建築基準法施行細則に基づく定期調査（検査）報告書添付書類作成要綱」の制定に伴い、建築物の敷地、道路、特殊建築物の定期調査報告時期等について手続、様式及び報告方法が変わりました。詳しくは、建築指導課指導係までお問い合わせください。

○うるま市建築確認申請等手数料条例が改正されました！！

「建築物の安全性の確保を図るために建築基準法の一部を改正する法律」に基づき、一定規模以上の建築物について「構造計算適合性判定」が必要になりました。それに伴い平成19年6月20日以降の建築確認申請等には新しい「うるま市建築確認申請等手数料条例」が適用されます。詳しくは建築指導課審査係までお問い合わせください。

※改正内容については、今後ホームページでの掲載を予定しています。

問い合わせ先 建築指導課 ☎965-5601